

愛知県環境影響評価審査会会議録

1 日時

平成19年8月7日(火)

午前10時から午後0時25分まで

2 場所

愛知県自治センター 4階 大会議室

3 議事

(1) 会長の選任について

(2) 衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書について

(3) その他

4 出席者

(1) 委員

今榮委員、岩田委員、内田委員、梅村委員、岡村委員、岡本委員、北田委員、黒田委員、清水委員、芹沢委員、武田委員、永瀬委員、成瀬委員(会長)、朴委員、長谷川委員、坂東委員、藤原委員、堀越委員、柳澤委員(以上19名)

(2) 事務局(愛知県)

(環境部) 林部長、山本技監、田村資源循環推進監

(環境活動推進課) 河根課長、藤野主幹、近藤主任主査、平野主査、松尾主任、関本技師

(大気環境課) 内藤主査、那須主任

(水地盤環境課) 吉田主任

(自然環境課) 磯谷主任

(資源循環推進課) 杉本課長補佐、小野主任主査

(3) 事業者

(財団法人愛知臨海環境整備センター)

吉川常務理事、浅野課長、柴田課長、大矢課長補佐、豊田課長補佐、谷口主査、石原主査

5 傍聴人等

傍聴人 2 名、報道関係者 1 名

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 会長の選任について

- ・ 会長について、北田委員より推挙があり、成瀬委員が互選により選出された。
- ・ 会長代理について、成瀬会長から芹沢委員が指名された。

イ 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書について

- ・ 会議録の署名について成瀬会長が、黒田委員と藤原委員を指名した。
- ・ 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書について、別紙 1 のとおり諮問を受けた。
- ・ 資料 2 (衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書)及び資料 3 (衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見の概要及び当該意見に関する事業者の見解)について、事務局から説明があった。

< 質疑応答 >

【北田委員】 埋立地ができると南側に澱みができる上に、わずかかもしれないがエミッションも増加するはずだが、水質の予測で埋立地の南側の濃度が減少する理由は何か。また、浚渫土砂で埋め立てる計画を変更して廃棄物で埋め立てることとなったが、土地利用の見通しについて、当初と変わらず工場用地としての需要はあるのか。

【事務局】 埋立地ができることで海が北側と南側へ遮断されることになり、北側からの発生負荷量、淡水流入量の寄与が埋立地の南側で減少し、相対的に南側の濃度は低くなると考えられる。

また、工場用地としての需要があるかについて、本県の製造品出荷額等は 29 年連続全国第 1 位であり、好調な経済

状況を背景に産業界からは、知多地域の臨海部において土地の需要があると聞いている。

【事業者】 埋立地ができることで埋立地東側の流速が上がり、汚濁物質が高潮防波堤外に押し流されることも、南側の濃度が下がっている理由であると考えている。

【北田委員】 現況をきちんと再現できているモデルで予測されているのか。

【事務局】 予測方法として、まずそのモデルが現況を再現できているかどうかチェックした上で、将来の予測負荷量等を加え予測するという一般的な手法で行われているが、これが妥当であるか今後審査をしていただきたい。なお、ご指摘の点については、次回整理をさせていただく。

【朴委員】 この計画で、場所の選定と規模の設定の根拠は何か。この事業は今後 13 年間の計画であるのに対し、県の廃棄物処理計画は平成 23 年度までしかなく判断できないが、本計画の根拠が事業者のアンケートだけでは信頼性が低いと思う。公共的な施設を整備することになるが、県の処理計画と一致しているのか。670 万トンの根拠をはっきり示してほしい。

【事務局】 廃棄物の処分量、排出量については大きな変化はないが、処分場を新規に設置することが難しく、処分場の残余量が減ってきており、新たな処分場は必要と思われる。この処分場の規模の設定については、準備書 7 ページに記載してあるように、公共関与の処分場を整備する際にあまりに小さすぎる処分場を計画するとすぐに次の処分場が必要となってしまうことから、概ね 10 年程度は廃棄物を安定的に受け入れられる規模が必要であると考えている。この衣浦港 3 号地は企業庁が埋立を一時休止していた場所であるが、1 年間に県内で発生する廃棄物の約半分程度を 10 年以上安定的に受け入れられる規模であり、公共関与の処分場として適切な規模が確保できるとして、この場所を選定したものである。

また、アンケートについては、事業者のアセックが受入計画を作成するに当たって具体的にどのようなものがどれくらい搬入される予定であるかを確かめるために、排出事

業者や中間処理業者に対して実施したものであるが、単純に排出事業者の希望を積み上げただけではなく、県の廃棄物処理計画に沿って推計されたものである。なお、準備書の4ページにある図2.1-1に示す値は、出典にあるように平成19年度から23年度を計画期間としている愛知県の廃棄物処理計画に沿った数値である。

【事業者】 アンケート調査については、資料編4ページに「廃棄物搬入量予測値の設定」として記載した。全県域を対象として受け入れる予定の処分場であることから、フロー図の左側にあるように一般廃棄物については愛知県内全市町村、右側の産業廃棄物については、現在、名古屋港南5区あるいは衣浦ポートアイランドの処分場へ搬入している契約業者に加え、県内の多量排出事業者約700社と県内の産業廃棄物中間処理業者130社程度を対象とし、合計1,241事業所に対してアンケートを実施している。これらのアンケートを集計し、平成19年度から23年度を計画期間にしている県の廃棄物処理計画を参考として、約670万トンと設定した。

なお、具体的な廃棄物の種類の内訳は準備書30ページの「表2.2-8 年次別種類別の廃棄物埋立処分量」にあるように、一般廃棄物は焼却残さだけを、産業廃棄物は安定型廃棄物と管理型廃棄物がありこの表に記載しているような種類を受け入れる予定である。

【朴委員】 浮遊粒子状物質はバックグラウンドの値が大きいから基準を超えるという説明がなされているが、どんなに散水やタイヤ洗浄を行っても（粉じんは）発生してしまうものであり、事業を進めるにあたって、どのような配慮をしていくつもりなのか説明してほしい。

【事業者】 大気質の配慮事項については、準備書349ページに記載したとおり、工事資材は海上輸送を基本とすること、資材搬入を短期間に集中させないこと、朝夕は集中させないこと、規制速度の遵守、急加速の禁止等について、施工業者に対して指導していく。また、処分場の供用に当たっては、現在名古屋港南5区で指導しているように搬入業者に指導をしていき、できるだけ周辺環境に配慮していきたい。

【朴委員】 アンケートはどのくらいの信頼性・精度を持つのか。事業

者を対象とするアンケート調査では、景気の変動などにも影響を受けるものだと思うが、規模を設定した根拠をもっと明確に示してほしい。

【事務局】 県として、法定計画である愛知県廃棄物処理計画に沿って最終処分場をどのように確保していくかについて考えている。なお、最終処分場はどうしても必要なものであるが、民間による立地は極めて困難であることから、公共関与での確保に取り組んでいる。このような背景がある中で、アンケートについては、事業者が受入計画を作成するに当たって実施したものであり、県の廃棄物処理計画も勘案して推計したものである。

一方、用材を廃棄物に変更するという手続はあるものの、この衣浦港3号地は既に港湾計画に位置づけられた地であり、公有水面埋立免許を取得している地であるということで選定されている。なお、公有水面埋立法では、埋立期間が10年程度に制約されることなどから、事業の規模や埋立期間が限定されているという事情がある。このため、公有水面埋立あるいは港湾計画からの側面と、廃棄物の発生量という両面から規模が計画されたのである。

【長谷川委員】 クモ類の調査について、資料3の事業者見解にはこの調査を外した理由として「著しい影響を及ぼさないので、準備書には記載しませんでした。」とある。方法書では動物について「重要な種の調査を実施する」としており、準備書の110ページに重要な種としてコガネグモとゲホウグモの2種類が挙げられているのにもかかわらず、準備書に記載しない理由を教えてください。

また、アカウミガメは準備書110ページに重要種として挙げられているにもかかわらず、この準備書683ページに記載されている海生生物の調査期間では、日本に渡ってくるアカウミガメは見られない可能性のある時期であり、調査は不十分ではないか。

この他、スナメリという海洋性の哺乳類について、準備書691ページに特徴として沿岸性が強いとしながらも、707ページの予測では「消失する範囲に依存しない」ので影響は小さい、しかも「維持される」とした予測の根拠を示さ

りたい。

【事業 者】 クモについて、県のレッドデータブックに記載されているこの2種のクモの生息域は臨海部ではなく内陸の丘陵地であったことから、臨海の埋立地である衣浦港3号地の進入道路部分の環境とは異なると考えた。

また、陸地は進入道路部分の0.8ヘクタールであり、48ヘクタールの計画全体と比較して規模が小さいこと、進入道路付近にある緑地帯は消失するわけではなく半分程度は残ることから、大きな影響を及ぼすものではないと考え、環境影響評価法の主務省令に従って、陸生動物については脊椎動物と昆虫類を対象とした。

なお、アカウミガメについては、方法書の調査予測手法の選定において調査対象としていなかった。

また、スナメリの予測結果の考え方については、多くの船舶が入ってきている港内での47ヘクタールの海面を埋め立てる事業であるが、COD、りん等の水質の変化はわずかであること、また、スナメリは衣浦港内だけに生息しているのではなく、主に三河湾全域に生息している種で移動能力もかなり高いことなどから影響は小さいとしたものである。

【長谷川委員】 クモについて、事業者の判断で調査をしなくてもいいことなのか。生き物というものはどんな影響がでるかわからない上に、この事業予定地は海辺と陸地の境目のところであり、面積だけでは影響が小さいとは言えないのではないか。

また、スナメリについて、この湾内は船の出入りが非常に激しく、スナメリの死んだものが海岸に上がる数は愛知県が一番多いのである。この湾内に世界最小のイルカが生息していることを記載してほしい。

【芹 沢 委 員】 方法書にはクモ類の調査についてどのように書かれていたのか。クモ類の調査はやらないと明記してあったのか。常識的に言えば、注目種として挙げられていれば調査するものと思う。なお、全ての生物について完璧に調査することは無理なことであり、今後の問題でもあるが、方法書の段階でどの範囲の生物群を調査するのかをしっかりと明記すべきであったのではないか。

【事務局】 クモ類の現地調査について、方法書には陸生動物の調査すべき情報として「動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況の調査、並びに当該情報の整理及び解析」と書かれているのみであり、具体的な種等は記載されていなかった。

一方、準備書では 265 ページ表 5.2-7(1)の(5)にあるように「陸生動物(哺乳類、両生類・爬虫類、水生生物、昆虫類)」と明記されており、クモ類についての記載はない。なお、事業者見解でクモ類の調査を実施していると記載しているので、その調査結果の扱いを含め検討したい。

【芹沢委員】 資料3の住民意見について、非常に詳しく膨大な量があるが意見書提出数そのものは6通と多くない。住民意見の項目数について、6通がほぼ同等だったのか、それとも特定の人に集中していたのか。

【事務局】 1人の意見が項目数の大半を占めていたと聞いている。

【今榮委員】 安定型廃棄物について、安定型だから安定型区画の海中に投入してもよいとしているが、海水中と土の中では廃棄物の状態が異なってくると思う。ゴムなどに含まれる添加物などが空中や水中に抜けてしまったら、それは安定ではないと思うがその辺のことは考慮されているのか。

【事務局】 安定型廃棄物の区分は、政令に基づく区分である。

【今榮委員】 埋立工法の絵を見ると、最初にむき出しのまま海に埋めていくように描かれているが、この方法だと、浸出液処理水は検査するようになっていても、工事を行っている始めの何年間かは(廃棄物は)むき出しのままであり、浸出液として処理されず水質の検査に考慮されていないのではないのか。それとも先に枠を造って、その中に埋め立てていくと解釈していいのか。それならばわかった。

【事務局】 残された内水についてはここにあるように浸出液処理施設で処理するよう計画されている。また、現在埋立を行っている名古屋港南5区でも、排水や周辺海域の環境監視を行っている。なお、安定型の廃棄物については溶出に関する基準がないが、管理型の廃棄物については有害な成分が溶け出さないかの規制がある。

【柳澤委員】 鳥類について、調査された時刻を示されたい。例えば鳥

類の活動量は夜明けから朝方にピークとなり、午後1時ごろにピークの4分の1ぐらいになるので早朝に調査を行うことが望ましい。また、夏の調査が8月下旬に行われているが、鳥の調査としては秋と思われる。夏鳥というのは夏に繁殖をするという意味もあるのだが、定点調査でムクドリが68羽観測されているというのは、繁殖が終わった秋の状態であると思われる。

また、タヌキについて、準備書755ページの進入道路の整備による影響の予測結果には、事業実施区域周辺には生息環境が残りタヌキの生息は維持されるとしているが、周辺は民間の工場である。進入道路の整備は県が行うものであるが、周辺は民間の土地であり、その後の土地利用が民間に任せられることについての考えを示されたい。

【成瀬会長】 本日は午後に現地調査が予定されており、会議の時間も予定を超過していることから、この件については、次回の会議で議論していただきたい。

- ・ 衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書について審査させるため、成瀬会長の指名により、別紙2のとおり衣浦港3号地廃棄物処分場部会を設置した。

イ その他

- ・ 事務局から、特にない旨の発言があった。

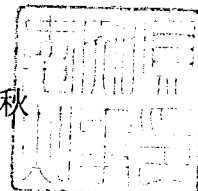
(3) 閉会



19環活第102-4号
平成19年8月7日

愛知県環境影響評価審査会
会長 成瀬 治興 様

愛知県知事 神田 真秋



衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書に
ついて（諮問）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年度愛知県条例第47号。
以下「条例」という。）第33条において準用する条例第20条第4項の規定に基づ
き、貴審査会の環境の保全の見地からの意見を求めます。

担当 環境部環境活動推進課
環境影響評価グループ
電話 052-954-6211(ダイヤル)

愛知県環境影響評価審査会衣浦港3号地廃棄物処分場部会委員

委員名	所属等
岩田 好一朗	中部大学工学部教授
梅村 武夫	名古屋大学名誉教授
北田 敏廣	豊橋技術科学大学工学部教授
小池 隆	三重大学生物資源学部教授
清水 正一	中京大学総合政策学部教授
大東 憲二	大同工業大学工学部教授
田中 稲子	横浜国立大学講師
坂東 芳行	名古屋大学大学院工学研究科准教授
廣島 康裕	豊橋技術科学大学工学部教授
光田 恵	大同工業大学工学部准教授
柳澤 紀夫	財団法人日本鳥類保護連盟理事
吉村 いづみ	名古屋文化短期大学教授

(敬称略、五十音順)